

子ども・子育て支援 新制度が始まるよ！

平成27年4月、全国でスタート予定

☎こども支援課 ☎295077

《一人一人の子供が健やかに

成長することができると社会のために》

急速な少子・高齢化の進行や、核家族化や地域社会との希薄化による子育ての孤立感と負担感の増加など、子育てをめぐる課題に対応するための新制度が始まります。

《新制度のポイント》

●乳幼児期の教育・保育の充実を図ります。

●子育て相談や一時預かりなど、全ての子育て家庭に対する支援を総合的に推進していきます。

①利用できる施設

保育園

0歳～5歳

利用時間は最大11時間で、園により延長保育。共働き世帯など家庭で保育できない保護者が利用可。

全て新制度へ移行

幼稚園

満3歳～5歳

利用時間は4時間程度で、園により預かり保育。利用できる保護者の制限なし。

市立…全て新制度へ移行
私立…各幼稚園の判断による

小規模保育など

0歳～2歳

利用時間は最大11時間。共働き世帯など家庭で保育できない保護者が利用可。

新しく制度化

認定こども園

0歳～5歳

利用時間は4時間程度または最大11時間のどちらか。利用できる保護者の制限なし。

全て新制度へ移行

②認定区分

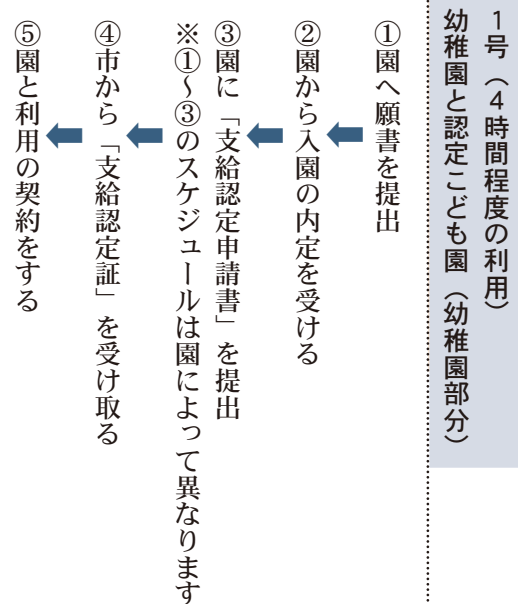
新制度に移行する施設を利用するには、市の認定を受ける必要があります。

支給認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
	満3歳～5歳		0歳～2歳
対象となる子供	幼稚園など利用を希望	保育の必要な事由に該当し、保育園など希望	保育の必要な事由に該当
利用時間	4時間程度	最大11時間	
利用できる施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	保育園、認定こども園（保育園部分）	保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育など

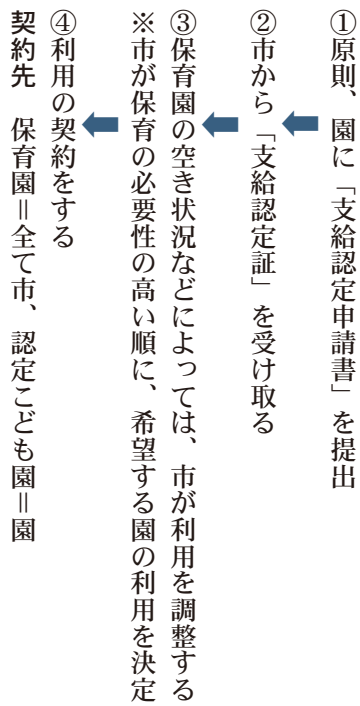
◆次のどれかに当てはまると、保育が必要な2号認定（満3歳以上のみ）または3号認定（2歳までのみ）となります。

- ☐ 就労（64時間以上／月）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動
- ☐ 就学
- ☐ 同居または長期入院をしている親族の介護・看護
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得前に、すでに保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であること

③園利用の流れ



2号、3号（最大11時間の利用）
保育園と認定こども園（保育園部分）



●現在、幼稚園・認定こども園・保育園に通っている人へ
「支給認定申請書」の提出が必要です。申請手続きは、現在通っている園を通して行います。



④利用者負担金(保育料)

新制度の保育料は、各家庭の市民税に応じた支払いとなり、国が定める基準を上限に、市が定めます。具体的な額は、平成27年度の予算編成を経て確定します。

それまでの早い段階で、案としての額を公表します。

※新制度に移行する幼稚園や認定こども園は、就園奨励費は支給されず、あらかじめ奨励費相当分を軽減した利用者負担になります。

※新制度に移行しない幼稚園は、これまでどおり、各園で保育料を定め、就園奨励費が支給されます。

※8月までは前年度分、9月以降は当年度分の市民税額によって算出するため、9月から保育料が変更になる場合があります。

⑤園を利用しないお子さんへの子育て支援

保育を必要としない満3歳未満の子供は、保育園や認定こども園などを利用できません。こうした子供に対し、地域子育て支援センター事業や一時預かり事業などを実施して、子育て支援を行います。

⑥その他の子育て支援

●病児保育事業

子供が病気のとき、保護者が仕事などで家庭で保育ができない場合、病児・病後児保育所キッドインで預かります。

●放課後児童教室

昼間、仕事などで保護者が家庭にいない児童を対象に、学校の放課後や土曜、長期休業中に保育します。